

## 独立行政法人空港周辺整備機構情報公開手続に関する規程

平成16年4月1日 規程第38号

改正 平成18年3月31日 規程第8号

改正 平成24年3月26日 規程第5号

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号、以下「法」という。）の定めるところにより、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が保有する法人文書（以下「文書」という。）についての情報公開制度を実施するにあたり必要な事項を定め、情報の公開を請求する者にその手続きを示し、制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (用語)

第2条 この規程における用語は、特段の定義がなされない限り、法の定めるところにより解釈するものとする。

### (開示請求)

第3条 機構の保有する情報の開示を請求する者（以下「請求者」という。）は、機構の情報公開窓口（以下「窓口」という。）において又は郵便により情報の開示を請求することができる。

- 2 開示請求にあたっては、原則として文書開示請求書（様式第1号）に必要事項を記載し、窓口へ提出又は送付しなければならない。
- 3 郵送の場合であって、前項の様式によることができない場合は、法第4条第1項に定められた事項を記載した書面の提出により、文書開示請求書に代えることができる。

### (補正)

第4条 前条の請求に形式上の不備がある場合には、機構は、請求者に対し、補正通知書（様式第2号）により通知し、文書開示請求書の記載事項の補正を求めることができる。

- 2 前項の補正は、請求者自身で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、軽易な内容の補正については、請求者の依頼により機構が補正することができる。その場合、補正内容を反映した文書開示請求書の写しを請求者に送付しなければならない。

### (開示決定等の通知)

第5条 機構が、請求のあった文書の全部又は法第6条の規定の適用によりその一部を除いた部分を開示することを決定したときは、請求者に対し、開示決定通知書（様式第3号）の送付により通知しなければならない。

- 2 機構が、請求のあった文書の全部につき法第5条の規定の適用により不開示とすることを決定したとき、法第8条の規定の適用により請求のあった文書の開示を拒否することを決定したとき又は請求のあった文書を保有していないときは、請求者に対し、不開示決定通知書（様式第4号）の送付により通知しなければならない。
- 3 前2項の決定通知を受けた請求者は、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟をすることができる。

### (開示決定等の期限の延長等の通知)

第6条 機構が、法第10条第2項又は法第11条の規定により開示決定の期限を延長する場合、開示決定等の期限延長通知書（様式第5号）の送付により、請求者に通知しなければならない。

### (事案の移送)

第7条 請求のあった文書が、法第12条第1項又は第13条第1項に該当する文書である場合には、機構は、他の独立行政法人等又は行政機関に事案の全部又は一部を移送することがある。

2 前項の移送を行う場合に、機構は、移送先の独立行政法人等又は行政機関及び開示請求者に対し開示請求に係る事案移送通知書（様式第6-1号、様式第6-2号）により、それぞれ通知しなければならない。

3 他の独立行政法人等又は行政機関から機構に移送された事案については、機構が移送を受け付けた時点以降、この規程により取り扱う。

（第三者への意見照会）

第8条 請求のあった文書が、法第14条第1項に該当する文書である場合には、機構は、当該文書に情報が含まれる第三者に対し、開示の決定に先立ち意見照会をすることができる。

2 前項の場合に、機構は、当該第三者に対して第三者意見照会書（様式第7-1号、様式第7-2号）により意見照会を行い、文書の開示に関する意見書（様式第8号）による回答を依頼することができる。

（第三者反対意見と開示）

第9条 前条の第三者意見照会の結果、当該第三者により開示に反対する意見が表明された場合であってもなお、機構が開示決定をするときは、機構は、当該第三者に対し第三者情報開示決定通知書（様式第9号）により通知しなければならない。

2 前項の決定通知を受けた第三者は、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟をすることができる。

3 前項の異議申立てがあった場合、機構は、その申立てを却下し、または棄却する場合を除き、開示決定した文書の開示の実施停止を決定することがある。この場合、機構は、開示の実施を停止したことを、執行停止決定通知書（様式第10号）により異議申立てをした第三者及び請求者に通知しなければならない。

（開示の実施方法等）

第10条 開示決定のあった文書の開示の実施方法については、別表左欄において定める文書の種別ごとに、同表中欄において定める方法により実施する。

2 請求者が窓口における閲覧又は写しの交付を希望する場合、希望する日時を記入した開示の実施方法等申出書（様式第11号）を事前に窓口へ提出し、開示実施の当日に第5条第1項の開示決定通知書を持参し、窓口で担当に呈示しなければならない。

3 請求者が郵送での写しの交付を希望する場合、その旨を記入した前項の様式を事前に窓口あてに送付しなければならない。

4 前2項の申出で希望のあった開示の実施方法等によることが困難な場合、機構は請求者に連絡し、開示の実施方法等について調整することができる。

（閲覧）

第11条 開示決定のあった文書の閲覧は、窓口又は機構の指定する場所において実施する。

2 閲覧に際しては、文書の丁寧な取扱に留意し、文書の改ざん、汚損又は破損するおそれのある行為並びに請求者自身による閲覧資料の写真撮影及びスキャン等の複写行為（手書きメモ作成を除く。）は、禁止する。

3 前項の規定に違反した場合その他担当の指示に従わない場合、機構は文書の閲覧を中止させることができる。

（写しの交付）

第12条 開示決定のあった文書の写しの交付は、窓口において又は郵送により実施する。

2 文書の写しの交付は、請求に係る文書1件につき1部に限る。

3 交付を受けた写しの利用方法については、私的使用のための複製、引用、報道のための利用その

他著作権法上認められる利用方法の範囲に限る。

(更なる開示)

第13条 前2条の規定により既に開示が実施された文書について、請求者が再度同一文書の開示を受けることを希望する場合、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、更なる開示の申出書(様式第12号)により申し出ることができる。

2 前項の更なる開示の申出に関し、既に開示が実施された文書(その一部につき開示が実施された場合は、当該部分)について実施された方法と同一の方法での開示の申出はできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(異議申立て)

第14条 第5条第3項、第9条第2項又は開示請求に係る不作為についての異議申立てに対し、法第18条第2項各号及び第20条各号に該当しない場合、機構は、情報公開審査会に諮問(様式第13号)するとともに、法第19条の各号に該当する者に対し、情報公開審査会諮問通知書(様式第14号)の送付により通知しなければならない。

2 機構は、前項における異議申立てがなされた場合、当該申立てに対する決定について、異議を申し立てた者に対し、異議申立てに係る決定通知書(様式第15号)の送付により通知しなければならない。

3 機構は、前項の決定により第1項の異議申立てに係る原決定を取り消し又は変更した場合において、あらたに開示を行う場合には、開示決定通知書または文書の開示の実施方法等通知書(様式第16号)の送付により、異議を申し立てた者に対し通知しなければならない。

(開示請求手数料)

第15条 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)は、文書1件につき300円とし、開示請求時に納付しなければならない。

(開示実施手数料)

第16条 開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)は、開示を受ける文書1件につき、別表左欄に掲げる文書の種別毎に、同表中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表右欄に定める額(複数の実施方法により開示を受ける場合にあっては、それぞれの実施方法に応じた額を合算して計算する。)とし、開示実施時に納付するものとする。ただし、開示実施手数料(第13条の規定により更なる開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の開示実施手数料に、既に開示を実施した際の開示実施手数料を加えた額。)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(第13条の規定により更なる開示を受ける場合であって既に開示を実施した際の開示実施手数料が300円を超えるときは除く。)は当該開示実施手数料から300円を差し引いた額とする。

(納付方法)

第17条 機構は、開示請求手数料、開示実施手数料及び第2項に定める費用の納付方法について、窓口においては現金に限り、郵送の場合は現金書留又は郵便為替の送付に限り、受理するものとする。

2 前項に指定する支払方法に該当しない収入印紙、郵便切手、証紙、その他有価物が請求者より郵送された場合、機構は、その有価物を請求者に返送し、所要の手数料額に当該返送に要した費用を加えた額を必要な手数料額として、支払いを求めるものとする。なお、その間、開示の実施は行わない。

3 一旦受理した開示請求手数料及び開示実施手数料について、機構は、その理由を問わず払い戻しを行わない。

(写しの交付の郵送)

第18条 請求者が、写しの交付の送付を希望する場合、開示請求手数料及び開示実施手数料とは別に写しの郵送に必要な送料を、現金、郵便為替又は郵便切手により納付しなければならない。

(手数料の減免)

第 19 条 請求者が次の各号に該当する場合には、機構は、法第 17 条第 3 項の規定に基づき、開示実施手数料の減額又は免除することができる。

(1) 経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと機構が認めるとき（ただし、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度とする。）。

(2) 開示決定に係る文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると機構が認めるとき。

2 前項第 1 号の減額又は免除を受けようとする請求者は、開示請求の際に、開示実施手数料の減額（免除）申請書（様式第 17 号）及び前項第 1 号に該当することを証する書面又はその写しを機構に提出しなければならない。

3 機構は、前項の申請が第 1 項第 1 号に該当すると判断した場合には、開示実施手数料の減額（免除）決定通知書（様式第 18 号）の送付により、また、該当しないと判断した場合には、開示実施手数料の減額（免除）について（様式第 18 号の 2）の送付により、請求者に対し通知しなければならない。

（その他）

第 20 条 この規程で特に定めていない事項に関しては、法の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 平成 18 年 3 月 31 日 規程第 8 号

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 平成 24 年 3 月 26 日 規程第 5 号

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。